

小幡稻荷前団地

【協定地区の範囲(網掛け部)】



注) 上図協定地区の範囲には、協定に同意されていない方の土地も含まれています。

【所在地】 守山区小幡中二丁目

【最初の認可】 昭和54年3月15日 【最近の認可年月日】 令和2年5月28日 【認可番号】 2指令住建指第27号

【有効期間】 令和2年5月28日 より 10 年間

【用途地域】 第一種低層住居専用地域

【制限の概要】

- 1 建築物は、1戸建てとし、居住用とする。
- 2 階数は地上2以下とし、地盤面の高さは変更しない。
- 3 地盤面からの建築物の最高高さは10m以下、軒の高さは7m以下とする。
- 4 外壁後退距離は、新築時1m以上、改築時等で必要時には0.8m以上とする。
- 5 敷地周囲に垣・柵等を設置する場合は、努めて生垣又は金網柵等とする（塀又は門柱をRC造等とする場合は高さ1.4m以下とする）。
- 6 敷地内空地は貸し駐車場としない。
- 7 敷地は除草の励行などにより常時良好な状態を保つとともに、騒音・悪臭・燃焼ガスを発生、廃棄物の放置をしないこと。
- 8 敷地境界線から1m以内の敷地内空地に、建材、器具、雑貨等の野積みの禁止。

●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域(道路を挟んで協定地区に接する敷地も含みます)で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようお願いしています。運営委員会の連絡先については、建築指導課(電話052-972-2918)でご確認ください。